

第63回倫理委員会報告

【日時】2013年12月7日（土）午後4時00分～午後6時30分

【場所】坂総合クリニック1号館3階患者教室

【出欠】委員 歯科医師1、宗教家1、弁護士1、患者会1、ジャーナリスト1、医師3、看護師1
事務局 4

【議題】

1. 第62回委員会（13. 10. 05）報告について

承認した。

2. 臨床研究審査

1) 「呼吸器感染症症例における病原体量と咳反射の検討」——呼吸器科 医師

判定：条件付き承認とする。

※審議で確認された承認要件：

1、研究計画書、患者説明文書について、以下の点を修正すること

- 1) 登録項目（年齢、病原体、基礎疾患、検査結果など）について記載すること
- 2) 研究資金、患者の費用負担、利益相反について記載すること

2、患者説明文書について以下の点を修正すること

- 1) 言葉の統一性を図ること。具体的には「1. 検討目的」を「1. 研究目的」、「2. 検討方法」を「2. 研究方法」、「4. 検討への参加の自由」を「4. 研究への参加の自由」とすること
- 2) 患者に説明するためのものとして、もう少しわかりやすい表現（1. 目的2行目「亢進」6行目「感染防御」などについて）を用いること

3、同意文書について以下の点を修正すること

- 1) 同意項目2行目の「危険性の有無および補償などはないこと」について、「危険性の有無」「補償などはないこと」のように項目をわけて記載すること

4、研究の終了については、院長に報告すること

3、事例検討

1) 「若年妊娠の症例」——4階病棟師長

<事例概要>

患者は18歳未婚、妊娠24週に入る頃、当院を受診した。家族構成は、母、祖母、兄であり、現在祖母と同居している。母、祖母との関係は不良で、頼りは兄だけである。今回の妊娠についても母、祖母、パートナーの親にも伝えておらず、今後も知られずに出産したいと考えている。

<倫理的検討事項>

重大でかつ緊急的に医療の必要を要するのであれば、本人の同意を得ずに家族へ連絡することもやむを得ないが、今回の事例のように、緊急性を認めない場合にはどうするべきか。

<経過>

8/28 24週初診。母、祖母、パートナーの親には妊娠について伝えておらず、唯一兄にだけ相談している。環境を整えるように話をし、妊婦健診を進めていくこととする。

9/11 健診。パートナーには妊娠を伝えただけ産後のフォローや認知については期待できない。なおパートナーとはほとんど連絡をとっておらず別れた状態になっている。兄は協力的で出産費用の支払いも兄に頼る予定

だが、兄の経済状況については把握していない。兄の支払い能力を確認していただくこと、パートナーの両親にも妊娠について伝えていただきたいことを話す。

9/24 本人から市役所へ出産費用、国保加入の相談があり、市役所から当院MSWへ連絡が入る。役所も今後の支援に苦慮しているようだが、18歳で本人との対応だけで出産を引き受けて良いのか、病院の態度も明確にしておく必要がある。

9/26 医師、本人、兄と面談。母には兄から経過を伝えたが、協力は得られそうにない。

10/9 MSW、本人と面談。本人に母へ電話する承諾を取って電話したが留守電のため話ができない。祖母とは連絡がとれた。これまでのエピソードを傾聴、祖母は本人と関わりたくないと思っている。

10/23 実母、祖母とは絶縁状態のままであるが、パートナーと入籍し、医療保険もパートナーの父の扶養に入ることとなる。妊娠、出産について前向きな様子が窺えるようになる。

<倫理的見解>

- ① 当時、患者は実母の扶養となっており、妊娠を知られなくても、医療保険を利用して診療を受けた場合には実母に知られるのは時間の問題であった。現実的に、出産まで知られないようにすることは不可能である。
- ② 最善の事態と最悪の事態を予測して対策を立てなければならない。今回の事例では「患者が受診しなくなる」ことが予測しうる最悪な状態。受診せずどこかを転々として、出産のときになって救急車で運ばれてくることもありうる。それを防止することが重要である。
- ③ ②のような危機的状況を回避するために、患者と病院との間で信頼関係を築くことがとても重要である。

<その他の意見>

- ① 医療機関としての関わりだけで解決を図るのではなく、行政機関の支援も非常に重要である。
 - ・ 18歳では児童相談所は管轄外なので、頼れる行政機関としては子育てサポートセンターがある。
 - ・ 「周囲の状況」だけで全ての解決を図ることは難しい。医療機関としては家族間で解決してもらうことが一番だが、家族の環境も日々変わる（例えば兄が結婚して家庭を持つ、など）ので、それだけでは解決は困難である。行政機関や企業などの子育て支援を上手に利用することも大事である。
- ② 医療者としての立場から患者の周囲の状況についてどこまで介入するべきか検討する必要がある。
 - ・ 患者と母の間が険悪でどうしようもなければ、第三者が間に入って解決の手助けをするべきであるが、医療者がどこまで関わるべきなのかは議論が必要である。
 - ・ 16歳以上であり、本人の同意を得ずに家族へ連絡をとることは個人情報保護法に反する。また、このような親子関係では、虐待の可能性もあることから、母親へ直接連絡をとることは逆に危険が及ぶ場合もある。
- ③ 解決策としてもっと他の手立てもあったはず。もっと関係者間での検討が必要であったように思える。
- ④ 今回は結果的にパートナーと良い方向へ向かったが、可能性として、仮にパートナーが最後まで拒絶していたらどうなっていたか、また、親とも関係が悪いわけではなく元々いない場合はどう対応していたか、今後のために想定しうるケースを考え対応策を立てておくべきである。

<事例検討手法について>

- ・ 介入を始めたきっかけをもう少し詳しく記載して積み上げていくと良い。
- ・ 「患者の判断能力は正常であると思われるが患者は未成年であり法的に責任能力はない」この文言は、「患者の判断能力は年相応に正常であると思われるが患者は未成年であり法的に保護が必要な年齢である」と表現するとより良い。
- ・ 4分割法の内容で、項目ごとにプラス要因とマイナス要因とでわかるように記載するとなお良い。

*次回委員会日程

第64回委員会：2014年2月8日（土）午後4時より病院カンファ2

第65回委員会：2014年4月5日（土）午後4時より病院カンファ2

以上